

令和7年11月11日

美濃加茂市内における(仮称)モスク建設設計画に関するお問い合わせについて

美濃加茂市深田町 3 丁目地内における(仮称)モスク建設設計画(以下「本計画」と言います)に関するお問い合わせや、ご意見をいただいております。一般的な開発事業の承認等の相談窓口である都市計画課からは、以下のとおり回答をお示しさせていただきます。

<事業主体と市の関係について>

本計画については、民間事業者が民間の土地で進めている計画であり、当市が実施している事業ではありません。また、市がこの計画を誘致したものでもございません。

<開発事業について>

本計画が開発事業に該当する場合、「美濃加茂市開発事業に関する条例」で定められた基準に適合する必要があります。

事業者が開発協議申請を行った場合、市は申請内容を審査し、必要な基準を満たしていると判断された場合に、開発協議承認書を交付します。

なお、開発事業の面積が 3,000 平方メートルを超える場合は、都市計画法に基づく開発行為の許可申請をする必要があります。

<建築に関する手続きについて>

事業者が、既存建築物の改修や用途の変更をする場合は、計画される規模や用途によって、建築基準法に基づく手続きが必要となる場合があります。

例えば、200 平方メートルを超える面積を特殊建築物(店舗や集会場等)の用途に変更をする場合、事前に県(中濃建築事務所)または、民間の指定確認検査機関に確認申請書を提出して、確認済証の交付を受ける必要があります。

<近隣住民への周知について>

本計画について、開発協議申請を行った場合は、「美濃加茂市開発事業に関する条例施行規則」に基づき、事業者は地域住民等(当該自治会及び隣接土地所有者)に対して事業計画及び工事施工方法等に関する内容を周知し、説明しなければならないとされています。

<問い合わせ先>

美濃加茂市建設水道部都市計画課

TEL:0574-25-2111(代表)

FAX:0574-66-1098

Q1. モスクが建設されるという話は本当ですか？

A. 現時点では、市内において既存民間施設を利用して宗教施設としての使用を検討されていることは把握しております。市は、開発条例等に抵触しない場合、施設の立地や使い方に関して指導等を行うことはありません。

Q2:市が建設を誘致したり支援したりしているのでしょうか？

A. 当該地における宗教施設の建築は民間事業者が民間の土地で進めている計画であり、当市が誘致したものではありません。また、補助金等の交付を含む支出は一切ございません。

Q3. なぜ市はモスク建設を止められないのですか？

A. 憲法第 20 条で信教の自由が保障されており、永住者や宗教法人の宗教活動を行政が制限することはできません。ただし、建築物の安全や地域環境への影響については、関係法令の範囲内で指導・助言を行います。

Q4. ネット上のモスク建設に関する情報についてどうすればその事実が確認できますか？

A. ネット上には、さまざまな情報が確認できますが、市として現状で把握している情報および見解については、市公式ホームページに掲載している「お問い合わせに対する市の見解（都市計画課）」となります。引き続き、住民の皆様にお知らせするべき情報が入りましたら、同様の発表方法でお知らせさせていただきます。

Q5. 今後の見通しはありますか？

A. Q4の A と同様

Q6. 市長としてどのように考えていますか？

ご不安やご心配の声があることは真摯に受け止めております。地域の皆様が安心して暮らせる環境を守ることは行政の責務であり、市長としても情報収集と現場確認を継続し、「法令を尊重しつつ、地域の安心・安全を守る」という立場を一貫して維持してまいります。

一方で、宗教施設の設置に関する根本的な規制や枠組みは、憲法や国の制度に関わる事項であり、自治体だけで判断・対応できるものではありません。必要に応じて、国や専門機関とも連携しながら、地域住民の皆様の不安の解消に努めてまいります。

引き続き、事実に基づく冷静な対応を宜しくお願いします。